平成３０年（フ）第１８９号
埼玉県狭山市大字南入曽489番地の６　シーマタウンＢ
債務者　平野ちひろ
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２５号
愛知県刈谷市野田町馬池21番地１　シャトレー刈谷ウイング604号
債務者　後藤　広宣
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
京都府舞鶴市溝尻中町10番地19
債務者　西川　愛彩
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第３３２号
大阪市天王寺区烏ケ辻２丁目10番11号　ヴェルデ夕陽丘603号
債務者　高勇二こと　高山　勇二
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３６０号
大阪市住吉区殿辻２丁目２番27―301号　マンション55、前住所大阪市住吉区山之内３丁目８番27―308号
債務者　向井　沙苗
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１６号
大阪府八尾市教興寺１丁目200番地　ボスクリオ503号
債務者　ＰＲＯＴＥＣＴこと　髙田　功一
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８９６号
大阪府大東市灰塚４丁目７番22号　コーポ泰山灰塚303号、住民票上の住所大阪府枚方市香里園桜木町21番19号
債務者　中村　郷子
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９０７号
大阪府八尾市本町５丁目１番11―501号
債務者　池田　侑季
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９０９号
大阪市淀川区加島３丁目１番３号　小西ハイツ　101号
債務者　稲森運送こと　稲森　　彰
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９１９号
大阪市平野区加美鞍作３丁目11番23号ＳＡＫＵＲＡ　ｅｎｔ　108、前住所埼玉県上尾市浅間台１丁目14番地13
債務者　守田　圭吾
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９５１号
大阪市東住吉区杭全５丁目６番３―301号
債務者　住田美知子
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６９号
大阪市旭区生江２丁目９番16号
債務者　福嵜　和美
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９９２号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―506号
債務者　藤井　怜奈
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７６号
大阪府交野市東倉治５－８－８特別養護老人ホームかたの美来、住民票上の住所大阪府交野市東倉治４丁目21番６号
債務者　服部　俊秀
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２０６号
大阪府四條畷市米崎町14番20号
債務者　中西美佐穂
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８８号
大阪府守口市藤田町３丁目17番４号
債務者　関　とわ子
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８０号
大阪府守口市藤田町３丁目３番６―302号
債務者　西垣　博美
１　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部